

安城市休日夜間急病診療所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 5 2 号

安城市休日夜間急病診療所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

安城市休日夜間急病診療所の管理及び運営に関する規則（昭和 5 2 年安城市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「又は」を「、又は」に改める。

第 9 条中「子育て健康部健康推進課」を「こども健康部健康推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。